

建設常任委員会記録

令和2年12月14日（月）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時22分

○出席委員（6名）

3番 坂本 崇 委員 6番 蛭名 正樹 委員 10番 野村 太郎 委員
11番 外崎 勝康 委員 14番 松橋 武史 委員 18番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（4名）

建設部長 天内 隆範 土木課長 花岡 哲
道路維持課長 八嶋 範行 道路維持課長補佐 小倉 洋幸

○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名 良平 書記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

- 委員長（外崎勝康委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第106号 弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

- 委員長（外崎勝康委員） まず、議案第106号弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。
- 建設部長（天内隆範） それでは、私から、議案第106号弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。
お手元の配付資料により御説明いたします。資料1は弘前市道路占用料徴収条例新旧対照表、資料2は道路占用料改正額比較表となっております。
本案は、本年4月に行われた道路法施行令の一部改正に伴いまして、国の政令に準拠して道路占用料の額を改正するものであります。
道路占用料の額及び徴収方法につきましては、道路法第39条第2項に定められており、指定区間内の国道にあっては国が政令で、都道府県及び市町村道にあっては道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされております。
当市におきましても、弘前市道路占用料徴収条例におきまして占用料の額、徴収方法等を定

めておりますが、道路占用料の額につきましては、道路管理者間で著しい差異が生じないよう、地方自治体が条例に定める際には国に準拠するのが一般的であります。また、国では、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準を基礎に占用料を算定しており、これらの変動等を適正に反映した額とするため、最新の固定資産税評価額等を踏まえ3年ごとに改定が行われているところであります。

これを受けまして、当市におきましても、道路占用料徴収条例の一部の改正について県や県内他市の動向を調査したところ、県及び県内他市においても国に準拠して令和3年度からの改正を予定していることから、これと足並みをそろえ、占用者側の混乱を避けるべく、道路法施行令に合わせる形で道路占用料徴収条例の一部改正を提案するものであります。

続きまして、改正内容につきまして御説明いたしますので、資料1、弘前市道路占用料徴収条例新旧対照表を御覧ください。右側を改正前として青書きで記載、左側を改正案として赤書きで記載しております。

改正に伴う道路占用料の状況につきましては、道路占用物件として電力柱、電話柱、ガス管などが主なものでございますが、53項目中27項目が増額、5項目が占用面積に乗ずる割合が減少し、残り21項目は現行のまま据え置きとなっております。なお、参考資料として資料2、道路占用料改正額比較表を添付してございますので、後ほど御参照ください。

改正の施行日につきましては、附則にありますように、令和3年4月1日を予定しております。また、附則の2は経過措置でございます。占用料の適用期日を明らかにし、誤解が生じないよう本経過措置において明記するものであります。

以上をもちまして、提案の趣旨説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（野村太郎委員） これは単価で見るとすごく、20%上がれば、そんな高い単価ではないのだけれども、率としてはおおむね2割近くぐわっと上がっていて、かつやっぱり電力柱とかいろいろなものとなると、総額でいうとかなりの額になるし、増額分もかなりのものになると思うのですけれども。そういう点で、今この占用者からの意見というか、この増額に対してやむを得ないという形になっているのか、この利用者についての現状というか、そこが分かっていたらちょっとお願いしたいと思うのですけれども。

○道路維持課長（八嶋範行） 占用者のほうの今後の改定後の意見ということなのですが、占用者のほうにはまだ確認はしていないのですが、この道路占用料の改定に当たっては、国における改定に準じて県及び市のほうが改定するものであって、上がることについては、この委員会の中である程度決まっていけば占用者のほうには説明をしていくという形で今考えてございます。

○10番（野村太郎委員） 例えばなのですけれども、もし今資料があればなのですが、例えば東北電力、あるいはN T Tとか、現状で年間どれくらい、こっちが入りとして入っていて、それが単純に2割増しとなっているけれども、どうなるのかというところをちょっと参考までにお願ひしたいです。

○道路維持課長（八嶋範行） 参考までに、現在の占用料と今後の改定後占用料についてちょっとお話しいたします。

東北電力については、現行が542万1958円になります。改定になれば662万8804円。比較として120万6846円の増になります。

次に、NTTになりますけれども、現行が1132万2421円、改定後が1378万6071円。増額として246万3650円になります。

主なものをもう一つ、弘前ガス、ガスのほうは、現行が547万6613円、改定後が659万4741円、111万8128円の増になります。

おおむね20%の増ということになります。

○10番（野村太郎委員） 今、主なものということでお聞きしましたけれども、その他、今後いろいろな工事をやるとか、工事業者、いろいろなところもあると思います。NTTとか東北電力は大きい会社だから、しかもそういう、国の動向もつかんでいるだろうからある程度覚悟していると思うのですけれども、そうでない業者というのも結構あると思うので、その点は、単価はあれだけでも、20%増というのはやっぱり大きいと思うので、そこだけはちょっと説明をしっかりと、理解が得られるような説明をしていただきたいと思います。

○6番（蛭名正樹委員） さっき部長のほうから国の施行令の、地価とかそういうふうなことを基準に改定になってということなのですけれども、具体的にもうちょっと内容を。

国がどういう基準——基準というか、固定資産とかそういう地価とかがこのくらい上がったからこうなったというその辺の、弘前自体はそんなに地価とかそういうふうなものは上がったような感覚がないのに20%上がるというのは、ちょっと相当なアップ率だと思うので、その辺の状況をもうちょっと詳しく御説明願います。

○道路維持課長（八嶋範行） まず、改定の中身に大きく影響するのが、各地域の固定資産税額にはなります。それで、ここ数年の当市の固定資産税額を見ますと、平成29年度までは減少です、減少傾向。それで、平成30年度においては上昇しております。1.2%程度ですが上昇しております。それで、31年度はほぼ横ばいとなっております。

このことから、算出の根拠というのは、固定資産税と、あと国のほうで示している使用料率という、結局その地区、地区の価格の使う率を国のほうで示しているのですが、そういうふうなものを全部計算式でやった場合、おおむね20%上昇するという形になるのですが、ちょっと分かりにくいでしょうか。（「その使用率、使用率」と呼ぶ者あり）

○建設部長（天内隆範） 補足で。全国各地のやつを取っていて、弘前市というふうにコアなものではなくて、1級地から5級地と分けているのですけれども、弘前市はその中の4級地というものに入っています。ですので、全国の中でも4級地のところが上昇していれば、弘前は少ししか上がってなくても、そのほかの4級地に引っ張られて高くなるというふうな考え方になります。

それで、基本的には、国道の関係になりますと、若干、道路の造成費とかという国道の、国の基準でいきますと、29年度は1万3760円という造成費があって、28年度から30年度、今回のを合わせると、その基準額が1万8695円となると、5,000円近く上がっていると。そういうのを平均してならしていくと地方のほうにも影響が大きくなって、その分、弘前市自体は上がっていないのですけれども、全国の平均とかそういう形の基準値の計算によって引きずられて上がっているというふうな形になります。その辺の計算の方法は非常に、一つのデータではなくていろいろなものを組み合わせてやりましたので、説明はしづらいのですが、弘前市自体は確かに、蛭名委員がおっしゃるとおり上がってはいないのですけれども、ほかのところが上がっているというふうな形で、それに影響されて上がっているという形になります。

○6番（蛭名正樹委員） その辺のところはある程度理解しました。それと、この道路占用料徴収条例の改定に伴って、他の、この条例を準用した使用料というか、占用物件、市の中ではあ

と思うのですけれども、そこの改定も連動してやらさる——これはちょっと建設部に尋ねるのはちょっとあれなのだけれども、参考までにちょっと。

○道路維持課長補佐（小倉洋幸） 今、蛭名委員がおっしゃった件につきましては、上下水道部のほうに準用規定で委任されておりますので、その辺も一緒に改定、料金のほうは変わることになると思っておりました。

○建設部長（天内隆範） 恐らく、委員がお尋ねの部分は、法定外とかそういうのもという話だと思うのですが、今の時点では、ちょっと改定の予定はありません。ただ恐らく、管財課のほうでこういう行政財産とかに電柱とかがあるときには、これに準拠して計算し直すので、上がるというふうになると思います。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第108号 市道路線の認定について

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第108号市道路線の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（天内隆範） 議案第108号市道路線の認定についてを御説明申し上げます。

初めに、お手元の配付資料について御説明いたします。資料1ページ目は今回の認定路線の理由や延長などをまとめた総括表であります。続きまして、資料2ページ及び3ページは路線の場所を表示した位置図であります。続きまして、資料4ページ及び5ページ目は認定路線の路線図であります。図面中の色表示は、赤色が今回新たに認定する路線を表示しており、黄色は県道で、緑色は認定済みの市道を示しております。

それでは、議案第108号市道路線の認定についてを御説明いたします。資料4ページをお開きください。

認定路線1番、市道駒越10号線、延長98.3メートル、次に資料5ページの認定路線2番、市道宮園二丁目2号線、延長109.2メートルの2路線は、開発道路の帰属により新たに市道として認定するものであります。

以上、今回認定する合計2路線、総延長207.5メートルにつきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提案の趣旨説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） 市道の認定基準が基本的にあると思うのですが、そこは基本的にどうということなのですか。要は、公道から公道に接するとか、市道に接続するとか、行き止まりのところは転回広場を設けるとか、そういうふうなことになっていると、かつてはそういうふうなことと理解していたのですが、変わらないですか。

○土木課長（花岡 哲） 今、御質疑のことですけれども、認定基準そのものは弘前市市道路線認定の基準要綱というのがございます、内部規定ですけれども。その中の、今の場所ですけれども、1級、2級以外、3級市道の路線として要件を満たしております。この要件の中には、道路の幅員が6メートル以上であること、あと主要な道路と密接な関係があることなど条件がございます。今の路線につきましても、公共的な道路と接続するという事で認定をかけております。

あともう一つ、転回広場とかのお話ございましたけれども、これは弘前市開発指導要綱という中にございまして、奥が袋小路になって行き止まりの場所につきましては転回広場を設けることなどの基準がございます。当路線は2路線とも、二つとも袋小路でございますので、転回広場を設けてございます。

○6番（蛭名正樹委員） そうすれば、この宮園二丁目2号線も行き止まりの、道路に接続するけれども行き止まりの路線というふうな位置づけで、転回広場というのは取ってあるのか。

○土木課長（花岡 哲） いずれの路線も奥のほうにガードレールを設置して入れないようにしております。手前のほうに転回広場を設けております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時22分 散会】